

令和3年5月10日  
障発0510第3号

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「強度行動障害児特別支援加算費について」等の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、下記の通知について、別紙1から別紙6のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしますので、御了知願います。

記

別紙1 強度行動障害児特別支援加算費について（平成16年1月6日障発第0106001号）

別紙2 障害児入所施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について（平成17年4月4日障発第0404001号）

別紙3 障害児施設における知的障害児自活訓練事業加算費について（平成19年2月23日障発第0223003号）

別紙4 障害児施設における心理指導担当職員配置加算及び看護職員配置加算について（平成22年1月28日障発0128第5号）

別紙5 重度障害児支援加算費について（平成24年8月20日障発0820第3号）

別紙6 障害児入所施設における小規模グループケア加算費について（平成24年8月20日障発0820第9号）

「強度行動障害児特別支援加算費について」（平成 16 年 1 月 6 日障発第 0106001 号） 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>障発第 0106001 号 平成 16 年 1 月 6 日 <u>一部改正</u> 障発第 1218003 号 平成 19 年 12 月 19 日 <u>一部改正</u> 障発 0820 第 4 号 平成 24 年 8 月 20 日 <u>一部改正</u> 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日 <u>最終改正</u> <u>障発 0510 第 3 号</u> <u>令和 3 年 5 月 10 日</u></p>	<p>障発第 0106001 号 平成 16 年 1 月 6 日 障発第 1218003 号 平成 19 年 12 月 19 日 障発 0820 第 4 号 平成 24 年 8 月 20 日 <u>最終改正</u> 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>強度行動障害児特別支援加算費について</p> <p>標記については、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成 15 年 4 月 1 日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 15 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 30 号）により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。</p>	<p>強度行動障害児特別支援加算費について</p> <p>標記については、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成 15 年 4 月 1 日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 15 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 30 号）により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。</p>

なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。

別紙

### 強度行動障害児特別支援加算費実施要綱

#### 1 (略)

#### 2 対象者について

特別支援加算費の適用の対象となる者は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設（以下「福祉型障害児入所施設」という。）及び医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。以下同じ。）の措置児童等であって、別紙「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の 1 点の欄から 5 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 20 点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたものであること。

#### 3 対象施設について

特別支援加算費の適用の対象となる施設は、福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設であって、次の要件を満たしている施設であること。

なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。

別紙

### 強度行動障害児特別支援加算費実施要綱

#### 1 目的について

生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す措置児童等に強度行動障害児特別支援加算費（以下「特別支援加算費」という。）を適用し、特別支援を行うことによって、行動障害の軽減を図り、もって障害児等の福祉の一層の推進に資することを目的とする。

#### 2 対象者について

特別支援加算費の適用の対象となる者は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別紙 1「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の 1 点の欄から 5 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 20 点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたものであること。

#### 3 対象施設について

特別支援加算費の適用の対象となる施設は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、次の要件を満たしている施設であること。

- (1) 当該施設の職務に月に1回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当程度の経験を有する医師を1名以上配置していること。
- (2) 以下の①又は②の職員数に加えて、常勤の児童指導員を2名（当該加算の対象となる者の数が4を超える施設にあっては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）以上配置していること。
  - ① 福祉型障害児入所施設においては、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別表8及び別表9の職種別職員定数表に示す職員数
  - ② 医療型障害児入所施設においては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第58条の各項に示す職員数
- (3) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1人以上配置して、支援計画シート等を作成していること。
- (4) 心理指導担当職員（嘱託でも可）を1名以上配置していること。
- (5) 特別支援加算費が適用された措置児童等の居室は、原則として個室とするが、指導、訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。
- (6) 行動改善室、観察室等の行動障害軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。

#### 4 事業の実施について

特別支援加算費の適用の対象となる措置児童等の指導、訓練等の実施に当たっては、あらかじめ指導方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。

- (1) 当該施設の職務に月に1回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当程度の経験を有する医師を1名以上配置していること。
- (2) 「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別表8及び別表9の職種別職員定数表に示す職員数に加えて、常勤の児童指導員を2名（当該加算の対象となる者の数が4を超える施設にあっては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）以上配置していること。
- (3) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1人以上配置して、支援計画シート等を作成していること。ただし、平成30年3月31日までの間は、平成27年3月31日において既に強度行動障害特別支援加算費の算定を受けている福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置していれば差し支えない。
- (4) 心理指導担当職員（嘱託でも可）を1名以上配置していること。
- (5) 特別支援加算費が適用された措置児童等の居室は、原則として個室とするが、指導、訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。
- (6) 行動改善室、観察室等の行動障害軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。

#### 4 事業の実施について

特別支援加算費の適用の対象となる措置児童等の指導、訓練等の実施に当たっては、あらかじめ指導方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。

#### 5 その他の留意事項について

- (1) 特別支援加算費の適用の対象となる者が1人でも特別支援加算費を適用することは可能であるが、その場合においても前記3の(1)から(5)までの要件を満たす必要があること。
- (2) 特別支援加算費の適用期間は、1人につき3年間を限度とするが、その期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算費は適用しないものであること。
- (3) 特別支援加算費が適用された措置児童等については、重度障害児支援加算費の適用の対象外とする。
- (4) 特別支援加算費は、行動障害の軽減を目的として各種の指導、訓練を行うものであり、単に職員を加配するためのものではないこと。

#### 6 特別支援加算費の適用方法等について

本実施要綱に基づき、都道府県知事（指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が必要と認めた場合は、別に定めるところにより算定すること。

#### 5 その他の留意事項について

- (1) 特別支援加算費の適用の対象となる者が1人でも特別支援加算費を適用することは可能であるが、その場合においても前記3の(1)から(5)までの要件を満たす必要があること。
- (2) 特別支援加算費の適用期間は、1人につき3年間を限度とするが、その期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算費は適用しないものであること。
- (3) 特別支援加算費が適用された措置児童等については、重度障害児支援加算費の適用の対象外とする。
- (4) 特別支援加算費は、行動障害の軽減を目的として各種の指導、訓練を行うものであり、単に職員を加配するためのものではないこと。

#### 6 特別支援加算費の適用方法等について

本実施要綱に基づき、都道府県知事（指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が必要と認めた場合は、別に定めるところにより算定すること。

また、本加算費を算定した都道府県知事は、別紙2「強度行動障害児特別支援加算費適用状況報告書」を翌年度の6月末日までに本職あて提出すること。

別紙

強度行動障害判別  
指針強度行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1 ひどく自分の体を <b>叩いたり</b> 傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。
2 ひどく <b>叩いたり</b> 蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの。
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としても破ってしまうなど。
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルをひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことがある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。
7 排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。
10 <b>沈静化が困難な</b> パニック	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさまられずつきあつていかれない状態を呈する。
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。

別紙 1

強度行動障害判別  
指針強度行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1 ひどく自分の体を <b>たたいたり</b> 傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。
2 ひどく <b>たたいたり</b> 蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行く、などの行為で止めても止めきれないもの。
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としても破ってしまうなど。
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルをひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことがある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。
7 排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。
10 パニック <b>への対応が困難</b>	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさまられずつきあつていかれない状態を呈する。
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為 <b>があり、対応が困難</b>	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。

行動障害の内容	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 <u>沈静化が困難なパニック</u>			<u>あり</u>
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			<u>あり</u>

行動障害の内容	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 <u>パニックへの対応が困難</u>			<u>困難</u>
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為 <u>があり、対応が困難</u>			<u>困難</u>

上記基準によってチェックした結果、家庭にあつて通常の育て方をし、かなりの養育努力があつても、過去半年以上様々な強度な行動障害が継続している場合、10点以上を強度行動障害とし、20点以上を特別処遇の対象とする。

(廃止)

別紙 2

強度行動障害児特別支援加算費適用状況報告書

都道府県・指定都市・児童相談所設置市名

施設名	設置主体	経営主体	加算適用人数			備考
			うち新規	うち終了		
			人	人	人	
合計	施設					

(記載上の注意)

- 1 「設置主体」及び「経営主体」欄には、「公」、「私」の別を記入すること。
- 2 「加算費適用人数」欄には、当該年度中に加算費を適用した実人数を記入すること。また、「うち新規」欄には、当該年度中に新たに適用した実人数、「うち終了」欄には、当該年度中（年度未含む。）に適用を終了（退所を含む。）した実人数をそれぞれ記入すること。



「障害児入所施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について」(平成 17 年 4 月 4 日障発第 0404001 号)

改正後	現行
<p>障発第 0404001 号 平成 17 年 4 月 4 日</p> <p><u>一部改正</u> 障発第 1218003 号 平成 19 年 12 月 18 日</p> <p><u>一部改正</u> 障発 0820 第 5 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p><u>一部改正</u> 障発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日</p> <p><u>一部改正</u> 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p> <p><u>最終改正</u> <u>障発 0510 第 3 号</u> <u>令和 3 年 5 月 10 日</u></p>	<p>障発第 0404001 号 平成 17 年 4 月 4 日</p> <p>障発第 1218003 号 平成 19 年 12 月 18 日</p> <p>障発 0820 第 5 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p>障発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日</p> <p><u>最終改正</u> 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>障害児入所施設における被虐待児受入加算費及び重度重複 障害児加算費について</p>	<p>障害児入所施設における被虐待児受入加算費及び重度重複 障害児加算費について</p>
<p>障害児の福祉の増進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、近年、虐待により障害児施設に入所する児童が増えていること、及び障害の重度化・重複化への対応が求められていることから、今般、別紙のとおり「被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>	<p>障害児の福祉の増進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、近年、虐待により障害児施設に入所する児童が増えていること、及び障害の重度化・重複化への対応が求められていることから、今般、別紙のとおり「被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

(別紙)

## 被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱

### 1. 目的 (略)

### 2. 被虐待児受入加算費

#### (1) 対象児童

本加算費の対象となる措置児童は次の①又は②に該当するものであること。

ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設において、すでに加算（「被虐待児受入加算費について」（平成16年5月17日雇児発第0517001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待児受入加算を含む。）の対象となっていた児童については、原則として加算は行わない。

① 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。以下同じ。）に入所する措置児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。

② 施設入所当初は本加算費の対象となっていない児童であって、その後の入所期間中において、過去に虐待を受けていたと児童相談所において認められた児童。

[注] ここでいう被虐待児とは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条にいう「虐待」に該当する児童を指し、本加算費の対象は18歳に満たない者を対象とする。

#### (2) (略)

(別紙)

## 被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱

### 1. 目的

本加算費は、虐待を受けて障害児施設に入所する児童又は重度重複の障害をもった措置児童等に対し、よりきめ細かな支援が行えるよう、必要な職員の配置等施設のニーズに応じた一層の支援体制の充実を図り、もって、障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2. 被虐待児受入加算費

#### (1) 対象児童

本加算費の対象となる措置児童は次の①又は②に該当するものであること。

ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設において、すでに加算（「被虐待児受入加算費について」（平成16年5月17日雇児発第0517001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待児受入加算を含む。）の対象となっていた児童については、原則として加算は行わない。

① 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。）に入所する措置児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。

② 施設入所当初は本加算費の対象となっていない児童であって、その後の入所期間中において、過去に虐待を受けていたと児童相談所において認められた児童。

[注] ここでいう被虐待児とは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条にいう「虐待」に該当する児童を指し、本加算費の対象は18歳に満たない者を対象とする。

#### (2) 適用期間

本加算費の適用期間は次の①又は②によるものであること。

### 3. 重度重複障害児加算費

本加算費の対象となる措置児童等は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別表 2 に定める重度障害児支援加算費の対象児童等であって、以下の(1)又は(2)に該当する児童等であること。

なお、加算費の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴かなければならない。

(1) 福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。）に入所する児童等であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）（以下「視覚障害等」という。）のうち 3 以上の障害を有する児童等であること。

(2) 主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設に入所する児童等であって、視覚障害等のうち 2 以上の障害を有する児童

① 施設入所段階で本加算費の対象となった児童については、入所後 1 年間を適用期間とする。

② 施設入所後に本加算費の対象と認められた児童については、児童相談所が認めた月から 1 年間を適用期間とする。

なお、本加算費の対象となった児童が、適用期間中に他の施設への入所の変更を行った場合には、(1)のただし書きにかかわらず、入所の変更後の施設において、入所の変更前の施設の残余期間について適用できることとする。

ただし、虐待を受けた児童については特に安定的な環境の下での職員との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要であることから、児童相談所は児童が 1 年を経ずに他の施設へ入所の変更となることのないよう予め必要な配慮を行うこと。

### 3. 重度重複障害児加算費

本加算費の対象となる措置児童等は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別表 2 に定める重度障害児支援加算費の対象児童等であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち 3 以上の障害を有する児童等であること。

なお、加算費の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴かなければならない。

等であること。

4. 加算費の使途 (略)

5. 経費 (略)

4. 加算費の使途

本加算費は、被虐待児又は重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、それぞれの加算費の目的に従って支出するものとする。

5. 経費

本加算費については、交付要綱に定めるところにより支弁するものとする。

## 「障害児施設における知的障害児自活訓練事業加算費について」(平成 19 年 2 月 23 日障発第 0223003 号)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発第 0223003 号 平成 19 年 2 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発 0820 第 6 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p style="text-align: right;"><u>一部改正</u> 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> <u>障発 0510 第 3 号</u> <u>令和 3 年 5 月 10 日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児施設における知的障害児自活訓練事業加算費について</p> <p>標記については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知) をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内障害児施設に対し周知徹底の上、格段のご指導を願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">障発第 0223003 号 平成 19 年 2 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発 0820 第 6 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児施設における知的障害児自活訓練事業加算費について</p> <p>標記については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知) をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内障害児施設に対し周知徹底の上、格段のご指導を願いたい。</p>

(別紙)

## 知的障害児自活訓練事業加算費実施要綱

### 第1 事業の趣旨及び実施上の留意事項

#### 1. 趣旨について

知的障害児自活訓練事業（以下「本事業」という。）は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設及び自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）の措置児童等に対し、地域で自立した生活を送るために必要な知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、地域生活への円滑な移行を図るものであるため、この趣旨が生かされるよう格段の配慮を願いたいこと。

#### 2. 対象となる措置児童等について

福祉型障害児入所施設等の措置児童等であって、12月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能であると認められるものであること。

#### 3. 居住場所及び設備について

(1) 居住の場所については、本事業実施施設と同一敷地内にあり、かつ、独立した建物であって、通常の実生活に必要な設備を有すること。

なお、同一敷地内に居住の場所を確保できない場合にあつては、本事業実施施設と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等も利用できるものであるが、緊急時において迅速に対応できる範囲内とすること。

(2) 居住の場所については、原則として個室とするが、協調性の育成など訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。

(別紙)

## 知的障害児自活訓練事業加算費実施要綱

### 第1 事業の趣旨及び実施上の留意事項

#### 1. 趣旨について

知的障害児自活訓練事業（以下「本事業」という。）は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設及び主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）の措置児童等に対し、地域で自立した生活を送るために必要な知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、地域生活への円滑な移行を図るものであるため、この趣旨が生かされるよう格段の配慮を願いたいこと。

#### 2. 対象となる措置児童等について

(1) 福祉型障害児入所施設等の措置児童等であって、6月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能であると認められるものであること。

(2) 自活訓練の実施時期については、特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定するなどの配慮を行うこと。

#### 3. 居住場所及び設備について

(1) 居住の場所については、本事業実施施設と同一敷地内にあり、かつ、独立した建物であって、通常の実生活に必要な設備を有すること。

なお、同一敷地内に居住の場所を確保できない場合にあつては、本事業実施施設に隣接した借家等も利用できるものであるが、緊急時において迅速に対応できる範囲内とすること。

(2) 居住の場所については、原則として個室とするが、協調性の育成など訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。

#### 4. 訓練期間について

訓練期間は措置児童等 1 人につき 12 月間を限度とする。

なお、同一の福祉型障害児入所施設等に入所している期間中に、12 月間まで実施することができることから、長期間集中的に自活訓練を行うほか、短期間で障害児の自活訓練の効果等を見つつ実施時期を分散して行うなど、柔軟に自活訓練を行うことができる。

(例)

- ・ 高等学校等の 3 年生のときに、卒業を見据えて 6 月間集中的に自活訓練を行う。
- ・ 高等学校等の卒業後の自立を目指して、段階的に自活訓練を行い、退所後を想定した生活に慣れていくために、高校 1 年生のときに 2 月間、2 年生のときに 3 月間及び 3 年生のときに 4 月間行う。

また、1 月の実施日が 31 日未満の場合であっても、1 月実施したものとする。

加えて、18 歳以降に入所の延長を行ったときも本加算の算定は可能だが、その場合、12 月間から、18 歳までに当該福祉型障害児入所施設において算定した月数を減じて算定した日数が算定の上限となる。

#### 5. 事業の実施について

- (1) 本事業の全般についての実務上の責任者を配置し、あらかじめ自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

(2) から (6) (略)

#### 4. 訓練期間について

訓練期間は措置児童等 1 人につき 6 月間を限度とするが、さらに継続して訓練を行う必要があると認められる場合にあっては 6 月を限度として延長ができること。

#### 5. 事業の実施について

- (1) 本事業の全般についての実務上の責任者を配置し、あらかじめ 6 月間の自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。
- (2) 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、対象となる措置児童等の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて自活訓練計画の見直しを行うこと。
- (3) 自活訓練計画の作成又は見直しに当たっては、対象となる措置児童等及びその保護者に対し、当該自活訓練計画の見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

<p>6. その他の留意事項について          本事業の実施に当たっては、本体施設の措置児童等の処遇低下にならないよう職員（非常勤職員等）を採用する等の所要の措置を講ずること。</p>	<p>(4) 個人ごとの訓練記録を作成すること。          (5) 対象となる措置児童等の退所後の住居の確保に努めること。          (6) 対象となる措置児童等の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、退所後円滑に就労できるように努めること。</p> <p>6. その他の留意事項について  <u>(1) 本事業の実施に当たっては、本体施設の措置児童等の処遇低下にならないよう職員（非常勤職員等）を採用する等の所要の措置を講ずること。</u>  <u>(2) 過去2年間に本事業を実施した施設にあっては、当該期間中に自活訓練を受けた措置児童等のうち、1人以上が退所していること。</u></p>								
<p>第2 対象施設及び加算の方法</p> <p>1. 対象施設 (略)</p> <p>2. 事業の内容  <u>12</u>月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた措置児童等に対し、第1に定めるところにより自活に必要な訓練を行う。</p> <p>3. 加算の方法等 (略)</p> <p>4. 加算分保護単価</p> <table border="1" data-bbox="257 1324 1108 1401"> <thead> <tr> <th>設定の要件</th> <th>1人当たり月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練</td> <td>91,080円</td> </tr> </tbody> </table>	設定の要件	1人当たり月額	(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練	91,080円	<p>第2 対象施設及び加算の方法</p> <p>1. 対象施設          本事業の対象となる施設は、福祉型障害児入所施設等とする。</p> <p>2. 事業の内容  <u>6</u>月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた措置児童等に対し、第1に定めるところにより自活に必要な訓練を行う。</p> <p>3. 加算の方法等          事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>4. 加算分保護単価</p> <table border="1" data-bbox="1187 1324 2038 1401"> <thead> <tr> <th>設定の要件</th> <th>1人当たり月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練</td> <td>91,080円</td> </tr> </tbody> </table>	設定の要件	1人当たり月額	(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練	91,080円
設定の要件	1人当たり月額								
(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練	91,080円								
設定の要件	1人当たり月額								
(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練	91,080円								



を行うための独立した建物を確保している場合	
(2) 自活訓練を行うための居室を、一般の居住棟と同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等で自活訓練を行う場合	121,320円

を行うための独立した建物を確保している場合	
(2) 自活訓練を行うための居室を、一般の居住棟と同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等で自活訓練を行う場合	121,320円

第3 報告等

1. 本事業の経理は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により行うが、本事業の収支の内訳について、補助簿などを設けるなど、明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
2. 本事業を実施した施設は、毎年4月末日までに別紙様式1及び別紙様式2を参考とした事業実績報告書及び知的障害児自活訓練事業実施報告書を都道府県知事に提出すること。
3. 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

別紙様式1 (略)

第3 報告等

1. 本事業の経理は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により行う（ただし、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は、従来の会計処理によることができるものとする。）が、本事業の収支の内訳について、補助簿などを設けるなど、明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
2. 本事業を実施した施設は、毎年4月末日までに別紙様式1及び別紙様式2を参考とした事業実績報告書及び知的障害児自活訓練事業実施報告書を都道府県知事に提出すること。
3. 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

別紙様式1

知的障害児自活訓練事業加算費加算申請・報告書

- 1 施設の名称及び所在地：
- 2 設置主体及び経営主体：
- 3 入所時（者）の定員及び現員：
- 4 申請（支出済）額：
- 5 事業内容等
  - (1) 事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業内容		支出予定（済）額			
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費	円	

別紙様式 2

令和 年度 知的障害児自活訓練事業実施報告書

- 1 施設名（施設種別）：
- 2 施設所在地：
- 3 設置主体名：
- 4 経営主体名：
- 5 実施状況：

	年齢（学年等）	訓練期間	措置解除年月日	就労先（職種）	生活の場	備考
1	( )	令和 年 月～令和 年 月 (過去に実施した期間がある場合) ・令和 年 月～令和 年 月 ・令和 年 月～令和 年 月 ・	令和 年 月 日	( )		
2		令和 年 月～令和 年 月 ・令和 年 月～令和 年 月 ・令和 年 月～令和 年 月 ・	令和 年 月 日			
・						
・						

(記載上の注意)

- 1 この表は、自活訓練を行った措置児童等についてすべてを記入すること。
- 2 「年齢」欄には、訓練開始時点の年齢を記入すること。なお、訓練開始時点において特別支援学校等に就学していた場合には、( ) 書きで学年等を記入すること。(例・・・特別支援学校高等部3年、高等学校3年等)  
過去に訓練を行った期間がある場合は、過去の実施期間を記載すること。
- 3 「訓練期間」欄について、年度をまたがって訓練を行っている場合には、予定期間を記入するとともに、「備考」欄に「継続」と記入すること。
- 4 「就労先」には、一般企業、官公庁、就労継続支援A型事業所等の形式で記入すること。
- 5 「生活の場」欄には、就労退所後の地域での生活の場所を記入すること。(例・・・自宅、社員寮、福祉ホーム、グループホーム等)
- 6 自活訓練を行った措置児童等のうち、「やむを得ない理由」により就労退所ができなかった場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

・  
光 熱 水 費  
消 耗 品 費  
・  
買 金  
委 託 費

別紙様式 2

平成 年度 知的障害児自活訓練事業実施報告書

- 1 施設名（施設種別）：
- 2 施設所在地：
- 3 設置主体名：
- 4 経営主体名：
- 5 実施状況：

	年齢（学年等）	訓練期間	措置解除年月日	就労先（職種）	生活の場	備考
1	( )	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月 日	( )		
2		平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月 日			
3		平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月 日			
4		平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月 日			
・		平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月 日			
・		平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月 日			
・		平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月 日			
・		平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月 日			

(記載上の注意)

- 1 この表は、自活訓練を行った措置児童等についてすべてを記入すること。
- 2 「年齢」欄には、訓練開始時点の年齢を記入すること。なお、訓練開始時点において特別支援学校等に就学していた場合には、( ) 書きで学年等を記入すること。(例・・・特別支援学校高等部3年、高等学校3年等)
- 3 「訓練期間」欄について、年度をまたがって訓練を行っている場合には、予定期間を記入するとともに、「備考」欄に「継続」と記入すること。
- 4 「就労先」には、一般企業、官公庁、就労継続A型事業所等の形式で記入すること。
- 5 「生活の場」欄には、就労退所後の地域での生活の場所を記入すること。(例・・・自宅、社員寮、福祉ホーム、グループホーム等)
- 6 自活訓練を行った措置児童等のうち、「やむを得ない理由」により就労退所ができなかった場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

## 「障害児施設における心理指導担当職員配置加算及び看護職員配置加算について」（平成 22 年 1 月 28 日障発 0128 第 5 号）

改正後	現行
<p>障発 0128 第 5 号 平成 22 年 1 月 28 日</p> <p>一部改正 障発 0820 第 7 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p>一部改正 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p> <p><u>一部改正</u> 障発 0423 第 2 号 平成 30 年 4 月 23 日</p> <p><u>最終改正</u> <u>障発 0510 第 3 号</u> <u>令和 3 年 5 月 10 日</u></p>	<p>障発 0128 第 5 号 平成 22 年 1 月 28 日</p> <p>一部改正 障発 0820 第 7 号 平成 24 年 8 月 20 日</p> <p>一部改正 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p> <p><u>最終改正</u> 障発 0423 第 2 号 平成 30 年 4 月 23 日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>障害児施設における心理指導担当職員配置加算、<u>看護職員配置加算及びソーシャルワーカー配置加算</u>について</p>	<p>障害児施設における心理指導担当職員配置加算<u>及び</u>看護職員配置加算について</p>
<p>障害児施設に入所している児童に対しては、その個々の態様に応じて、児童相談所等関係機関と連携しながら、障害特性に応じて適切な援助が図られるよう配慮していただいているところであるが、近年、虐待や障害の重複等による家庭での養育支援が困難であることを理由により入所する子どもが増加しているところである。</p> <p>そこで、今般、障害児施設におけるこれら子どもの適切な援助体制を確保するため、別紙のとおり、「心理指導担当職員配置加算及び看護職員配置加算実施要綱」を定め、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>	<p>障害児施設に入所している児童に対しては、その個々の態様に応じて、児童相談所等関係機関と連携しながら、障害特性に応じて適切な援助が図られるよう配慮していただいているところであるが、近年、虐待や障害の重複等による家庭での養育支援が困難であることを理由により入所する子どもが増加しているところである。</p> <p>そこで、今般、障害児施設におけるこれら子どもの適切な援助体制を確保するため、別紙のとおり、「心理指導担当職員配置加算及び看護職員配置加算実施要綱」を定め、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

別紙

心理指導担当職員配置加算、看護職員配置加算及び  
ソーシャルワーカー配置加算実施要綱

1. 心理指導担当職員配置加算

(1) 目的 (略)

(2) 対象施設等

心理指導担当職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設等については、以下の条件を満たした上で都道府県知事・指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出るものとする。

また、1施設について、心理指導担当職員加算は1名分とすること。

①～③ (略)

④ 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

別紙

心理指導担当職員配置加算及び看護職員配置加算実施要綱

1. 心理指導担当職員配置加算

(1) 目的

福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）に心理指導担当職員を配置し、虐待等による心理外傷や障害特性に配慮した環境のもとで心理指導を必要とする児童に対し、心理指導を実施し、児童の安心感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を治癒することを目的とする。

(2) 対象施設等

心理指導担当職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設等については、以下の条件を満たした上で都道府県知事・指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出るものとする。

また、1施設について、心理指導担当職員加算は1名分とすること。

① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に定める児童指導員、保育士等の定数のほか、専ら心理指導担当職員を1名以上配置していること。

② 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

③ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5名以上いること。

④ 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者であること。

又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

なお、入所している児童等に対して、より高度で専門的な支援を提供するため、公認心理師の資格を有する者を配置することが望ましい。

(3) 運営の基準 (略)

2. 看護職員配置加算 (I) (略)

なお、入所している児童等に対して、より高度で専門的な支援を提供するため、公認心理師の資格を有する者を配置することが望ましい。

(3) 運営の基準

- ① 心理指導担当職員は、当該児童の入所措置をとった児童相談所と密接に連携し、心理指導を行うよう努めること。なお、心理指導の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聞くことが望ましい。
- ② 心理指導担当職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、心理指導を行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。
- ③ 対象となる児童の保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携を図りながら、積極的な家族への訪問指導を行うものとする。

2. 看護職員配置加算 (I)

(1) 目的

服薬管理などの医療行為及び健康管理（以下「医行為等」という。）の必要な児童に対し、施設に医行為等を行うための職員を配置し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などの医療的支援体制の強化を目的とする。

(2) 対象施設等

医行為等を担当する職員を配置しようとする主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、以下の条件を満たした上で都道府県知事等に届け出るものとする。

また、1施設について、医行為等を担当する職員加算は1名分と

<p>3. 看護職員配置加算（Ⅱ）</p> <p>(1) 目的（略）</p> <p>(2) 対象施設等  医療的ケアを担当する職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設については、以下の条件を満たした上で都道府県知事等に届け出るものとする。  また、1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。  ①～③（略）</p>	<p>すること。</p> <p>① 設備運営基準に定める児童指導員、保育士の定数のほか、医行為等を担当する職員を1名以上配置していること。</p> <p>② 医行為等を担当する職員は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師、同法第5条に規定する看護師又は同法第6条に規定する准看護師であること。</p> <p>(3) 運営の基準</p> <p>① 医行為等を担当する職員は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や継続的な医療管理を必要とする児童のケアについて、適切な支援が行われるよう努めること。</p> <p>② 医行為等を担当する職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、医行為等を行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。</p> <p>3. 看護職員配置加算（Ⅱ）</p> <p>(1) 目的  人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童に対し、施設に医療的ケアを行うための職員を配置し、児童やその家族の状況及びニーズに応じて、必要な支援を行う体制を強化することを目的とする。</p> <p>(2) 対象施設等  医療的ケアを担当する職員を配置しようとする福祉型障害児入所施設については、以下の条件を満たした上で都道府県知事等に届け出るものとする。  また、1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。  ① 設備運営基準に定める児童指導員、保育士の定数のほか、医療的ケアを担当する職員を1名以上配置していること。</p>
---	--

- ④ 児童の医療的ケアスコア（「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である児童のそれぞれのスコア（当該児童のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数をいう。以下同じ。）を合算した点数が40点以上であること。

(3) 運営の基準 （略）

4. ソーシャルワーカー配置加算

(1) 目的

障害児入所施設に入所する児童が、地域における生活に移行するに当たり、共同生活援助サービスの利用、療養介護の利用及び障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携し、円滑に移行できるよう、障害児入所施設における移行調

- ② 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、①に加え、2の看護職員配置加算（I）に定める看護職員を1名以上配置していること。
- ③ 医療的ケアを担当する職員は、保健師助産師看護師法第2条に規定する保健師、同法第3条に規定する助産師、同法第5条に規定する看護師又は同法第6条に規定する准看護師であること。
- ④ 別表に規定する医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5名以上いること。

(3) 運営の基準

- ① 医療的ケアを担当する職員は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や日常生活を営む上で必要な医療的ケアを行うこと。
- ② 医療的ケアを担当する職員は、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、医療的ケアを行う体制を確保できる場合には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）でも差し支えないものとする。

(新設)

整を行う体制を強化することを目的とする。

(2) 対象施設

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、以下の条件を満たした上で都道府県知事等に届け出るものとする。

① 専ら児童の移行調整を行うものとして、ソーシャルワーカーを配置していること。

② 配置するソーシャルワーカーは以下のア又はイのいずれかの要件に該当する者であること。

ア 社会福祉士

イ 障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者

(3) 運営の基準

① 配置したソーシャルワーカーは専ら次のアからカの業務を行うものとする。

なお、これらの移行に向けた取組については、入所後早期の段階から移行を見据え、入所児童の意向、特性等に関する必要なアセスメント等を行い把握したうえで、適切な時期から計画的に行うこと。

また、既にこれらの取組を行っている福祉型障害児入所施設においては、入所児童や保護者との信頼関係の構築の観点から、これまで、施設内でこれらの取組を担当してきた職員が、入所児童や保護者への説明等に係る業務をソーシャルワーカーと協力して行うことも差し支えないものとする。

ア 移行に関する入所児童（18歳以上の者を含む。以下4において同じ。）及び保護者に対する相談援助を行う。

イ 移行に当たり児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。

ウ 移行に当たり障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う役割を担う。

エ 入所児童が退所後の生活がイメージできるような体験の機会



- や、移行先の生活に適応できるよう訓練等の機会を提供する。
- オ 支援の継続性を図る観点より、退所後においても、必要に応じて児童相談所及び相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。
- カ 児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。

5. 経費 (略)

(削除)

4. 経費

この実施のための経費については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）によるものとする。

別表

医療的ケアに関する判定スコア

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) O<sub>2</sub> 吸入又は s p O<sub>2</sub> 90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上 = 5
- (5) 1 回/時間以上の頻回の吸引 = 8、6 回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー 6 回/日以上又は継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌（かん）流を含む。） = 8
- (12) 定期導尿 3 回/日以上 = 5
- (13) 人工肛門 = 5

「重度障害児支援加算費について」(平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 3 号)

改正後	現行
<p>障発 0820 第 3 号 平成 24 年 8 月 20 日 一部改正 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日 <u>最終改正 障発 0510 第 3 号</u> <u>令和 3 年 5 月 10 日</u></p>	<p>障発 0820 第 3 号 平成 24 年 8 月 20 日 一部改正 障発 0414 第 1 号 平成 27 年 4 月 14 日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>重度障害児支援加算費について</p>	<p>重度障害児支援加算費について</p>
<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成 22 年法律第 71 号)の施行に伴い、障害種別で分かれている施設が一元化されるため、重度障害児支援加算費の取扱いについて、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 24 年 4 月 1 日から実施することとしたので、適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。なお、本通知の施行に伴い、昭和 39 年 3 月 13 日厚生省発児 39 号厚生事務次官通知「重度知的障害児入所棟の設置について」、昭和 39 年 3 月 13 日児発第 197 号厚生省児童局長通知「重度知的障害児入所棟の設備及び運営の基準について」、昭和 39 年 9 月 12 日厚生省発児 186 号厚生事務次官通知「肢体不自由児施設重度病棟の設置について」、昭和 39 年 9 月 12 日児発第 809 号厚生省児童局長通知「肢体不自由児施設重度病棟の設備及び運営の基準について」及び平成 11 年 7 月 19 日障第 452-3 号厚生省</p>	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成 22 年法律第 71 号)の施行に伴い、障害種別で分かれている施設が一元化されるため、重度障害児支援加算費の取扱いについて、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 24 年 4 月 1 日から実施することとしたので、適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。なお、本通知の施行に伴い、昭和 39 年 3 月 13 日厚生省発児 39 号厚生事務次官通知「重度知的障害児入所棟の設置について」、昭和 39 年 3 月 13 日児発第 197 号厚生省児童局長通知「重度知的障害児入所棟の設備及び運営の基準について」、昭和 39 年 9 月 12 日厚生省発児 186 号厚生事務次官通知「肢体不自由児施設重度病棟の設置について」、昭和 39 年 9 月 12 日児発第 809 号厚生省児童局長通知「肢体不自由児施設重度病棟の設備及び運営の基準について」及び平成 11 年 7 月 19 日障第 452-3 号厚生省</p>

大臣官房障害保健福祉部長通知「盲重度児及びろうあ重度児の処遇等について」は廃止する。

別紙

重度障害児支援加算費実施要綱

1 一般的事項 (略)

2 対象となる措置児童等について (略)

大臣官房障害保健福祉部長通知「盲重度児及びろうあ重度児の処遇等について」は廃止する。

別紙

重度障害児支援加算費実施要綱

1 一般的事項

障害の程度が重度と認められる児童に保護指導を行う場合にあつては、当該児童の特殊性に鑑み、設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）第 1 章総則及び第 8 章福祉型障害児入所施設又は第 8 章の 2 医療型障害児入所施設の規定によるほか、この通知によるものとする。

2 対象となる措置児童等について

重度障害児支援加算費の適用の対象となる措置児童等は、次の(1)から(4)に該当するものであること。ただし、(1)、(2)又は(4)については、該当する措置児童等を入所させるための設備等を有する施設において保護指導を行う場合に限る。

(1) 知能指数がおおむね 35 以下の児童であつて、次のいずれかに該当するもの。

ア 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であること。

イ 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とするものであること。

(2) 盲児（強度の弱視を含む。以下同じ。）若しくはろうあ児（強度の難聴を含む。以下同じ。）又は肢体不自由児であつて、知能指数がおおむね 50 以下と判定されたもの。

(3) 盲児又はろうあ児であつて、次のいずれかに該当するもの。

ア 知的障害を有するために、主として盲児又はろうあ児を入所さ

<p>3 対象施設</p> <p>(1) 2の(1)又は(2)に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であって、次のアからキまでの要件を満たしている主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設若しくは主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設であること。<u>なお、小規模グループケア（「障害児入所施設における小規模グループケア加算費について」（平成24年8月20日障発0820第9号）に基づく小規模グループケアをいう。以下同じ。）を実施している場合は、エ及びカに該当しない場合でも要件を満たすものとする。</u></p> <p>ア～キ （略）</p>	<p>せる福祉型障害児入所施設において、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの。</p> <p>イ 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするものであること。</p> <p>(4) 肢体不自由児であって、次のいずれかに該当するもの。（以下「重度肢体不自由児」という。）</p> <p>ア 各種補装具を用いても身体の移動が困難であること。</p> <p>イ 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの又は喀痰吸引等を必要とするもの。</p> <p>3 対象施設</p> <p>(1) 2の(1)又は(2)に該当する障害児（以下「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であって、次のアからキまでの要件を満たしている主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設若しくは主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設であること。</p> <p>ア 設備運営基準第48条又は第57条に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接児童の保護指導にあたる職員の勤務に要する部室並びに児童専用の屋外の遊び場を設けること。</p> <p>ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、重度障害児入所棟と同一敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができる。</p> <p>イ 加算の対象となる児童の居室については、1階に設けることとするほか、次に定めるところによること。</p> <p>(一) 1室の定員は、4人以下とし、1人当たりの床面積は、収納設備等を除き4.95平方メートル以上であること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は4人を標準とし、1人当たりの</p>
--	---

(2) 2の(4)に該当する障害児（以下「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であって、次のアからケまでの要件を満たしている主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設であること。なお、小規模グループケアを実施している場合は、カ及びケに該当しない場合でも要件を満たすものとする。

ア～ケ （略）

床面積は、収納設備等を除き 3.3 平方メートル以上とすること。

(二) 必要に応じ、1人用居室及び2人用居室を設けることとし、1人用居室の1室の床面積は6.6平方メートル以上、2人用居室の1室の床面積は9.9平方メートル以上とすること。

ウ 便所の数は、男子5人につき大便所及び小便所各1以上、女子5人につき1以上とすること。

エ 重度障害児入所棟の定員は、おおむね20人以上とすること。

オ 重度障害児入所棟は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

カ 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物（以下「一般入所棟」という。）と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理が行われるための配慮をすること。

キ 重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備えること。

なお、児童の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。

(2) 2の(4)に該当する障害児（以下「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児棟」という。）であって、次のアからケまでの要件を満たしている主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設であること。

ア 重度肢体不自由児病棟の設備は、設備運営基準第48条又は第57条の規定によるもののほか、次に定めるところによるものとすること。

(一) 重度肢体不自由児の病室は、1人当たりの面積を4.95㎡以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。

(二) 浴室（水治療法室を兼ねることができる。）、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等を設けなければならないこと。

(3) (略)

ただし、浴室については、重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室については重度肢体不自由児の各病室ごとに、機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができる。

イ 重度肢体不自由児病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう特に考慮した構造とすること。

ウ 重度肢体不自由児病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各居室が見通せるなど、その位置、構造等を考慮して設けること。

エ 重度肢体不自由児病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、居室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等については、特に考慮すること。

オ 重度肢体不自由児病棟は、原則として、重度肢体不自由児病棟以外の病棟（以下「一般病棟」という。）の入所定員が50人以上である施設に、その一部門として附置するものとする。

カ 重度肢体不自由児病棟の定員は、おおむね20人～30人とする。

キ 重度肢体不自由児病棟の建物は、原則として、平家建耐火構造とすること。

ク 重度肢体不自由児病棟の病室は、寝台又は畳敷とし、重度肢体不自由児の日常生活動作が便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。

ケ 重度肢体不自由児病棟は、原則として一般病棟と別棟とするが、この場合は廊下つづきとする等適切な運営管理が行なわれるための配慮をすること。

(3) 2の(1)のイ又は2の(3)のアに該当する障害児（以下「行動障害児」という。）が入所する福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設であって、次のアからイまでの要件を満たしていること。

ア 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）を1人以上配置し、支援計画シート等を作成していること。

イ 実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき、強度行

4～9 (略)

動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が支援を行っていること。

#### 4 運営の基本方針

- (1) 重度障害児の保護指導に当たっては、当該児童の身体的精神的な特殊性に鑑み、その障害の程度に応じた個別的及び集団的な生活指導、学習指導並びに職業指導を行い、社会生活に適応できるよう十分配慮すること。
- (2) 適切な保護指導を確保するため、必要な児童指導員又は保育士若しくは看護師の増員を図るほか、入所児童の危険防止、健康管理、衛生管理等につき必要な措置をとるものとする。
- (3) 重度肢体不自由児病棟は、原則として、一般病棟とは独立した看護単位を設けなければならないこと。
- (4) 重度障害児入所棟又は重度肢体不自由児病棟の運営にあたっては、入所児童の社会復帰を図るよう努力しなければならないが社会復帰の前段階として一般入所棟又は一般病棟で保護指導することができるに認められるに至ったときは、一般入所棟又は一般病棟に移し、効率的な運営をはからなければならないこと。

#### 5 指導の基準

重度障害児は、通常、指導上及び危害防止上、他の障害児と分けて保護指導するものとするが、必要に応じて十分な注意の下に両者を交えて指導するよう配慮しなければならないこと。

#### 6 指導の内容

- (1) 特に言語の発達の著しい遅滞、その他の言語障害をもつ児童に対しては、これらの点に留意した指導を行なわなければならないこと。
- (2) 生活指導は、日常生活に必要な機能訓練、感覚訓練を基調とした行動を通じての治療教育の立場にたって指導を行ない、情緒の安定及び身の自立をはかるとともにできるかぎり社会生活に適応できる能力を養うよう行なうものとする。

(3) 学習指導は、社会生活に必要な最低限度の知識を身につけさせるよう行なうものとするが、生活指導を関連づけて行なうことが必要であること。

(4) 重度肢体不自由児の療育については、一般病棟における肢体不自由児がもつ障害等に加え更に特殊な事情があるので、その療育にあたっては、当該児童の状態に応じ、将来社会に復帰し得るよう適切な医療、日常生活面における克服訓練及び学習指導等がなされるよう十分考慮すること。

#### 7 児童の健康管理

設備運営基準第 55 条の規定による心理学的、及び精神医学的診査を行なうほか、小児科医等専門医による定期的な診査、治療、指導を行なう等児童の健康管理に十分留意しなければならないこと。

#### 8 判定と入所措置

(1) 重度の判定は、医学的、心理学的、社会学的及び教育学的見地から十分検討を加えて行なうこと。

(2) 2 の(1)、(2)又は(4)に該当する児童であって、新たに入所措置されるものについては、重度障害児入所棟又は重度肢体不自由児病棟へ入所させることを明確にして行なうこと。

なお、現に入所中の児童について判定及び判定の変更をする場合は、当該施設の長がその都度、入所措置をとった児童相談所長に協議して行うこと。

#### 9 経費

経費については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知)によるものとする。



「障害児入所施設における小規模グループケア加算費について」（平成24年8月20日障発0820第9号）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発0820第9号 平成24年8月20日 一部改正 障発0414第1号 平成27年4月14日 <u>最終改正 障発0510第3号</u> <u>令和3年5月10日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児入所施設における小規模グループケア加算費について</p> <p>福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。以下同じ。）において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを行うため、別紙のとおり障害児入所施設における小規模なグループによるケア実施要綱を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施について図られたい。</p>	<p style="text-align: right;">障発0820第9号 平成24年8月20日 一部改正 障発0414第1号 平成27年4月14日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児入所施設における小規模グループケア加算費について</p> <p>福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。以下同じ。）において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを行うため、別紙のとおり障害児入所施設における小規模なグループによるケア実施要綱を定め、平成24年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施について図られたい。</p>

(別紙)

## 障害児入所施設における小規模グループケア実施要綱

1～3 (略)

### 4 人数

(1) 小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人とする。ただし、5の要件を満たし、この通知の適用前に建設された施設であって、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を10人とすることができるものとする。

(2) 福祉型障害児入所施設において、サテライト型(地域の中でできる限り良好な家庭的環境での養育体制の充実を図るため、建物自体が本体施設と分離した場所(外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等で、小規模な生活単位を設けて支援を行うことをいう。以下同じ。)により小規模グループケアを行う場合、4人から6人とする。

### 5 設備等

(1) 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室につ

(別紙)

## 障害児入所施設における小規模グループケア実施要綱

### 1 目的

障害児入所施設において、虐待を受けた障害児等に対し、小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じ、きめ細やかな支援を推進することを目的とする。

### 2 対象施設

障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

### 3 対象となる児童

小規模なグループによるケアが必要な障害児とする。

### 4 人数

小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人とする。ただし、5の要件を満たし、この通知の適用前に建設された施設であつて、都道府県知事が適当と認めたものにあつては、入所定員を10人とすることができるものとする。

### 5 設備等

(1) 設備については、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。ただし、浴室につ

いては、障害によっては特殊浴等が必要な場合もあることから、浴室については必要に応じて本体施設での代用も可能とする。また、医療型障害児入所施設に限り、①及び②に掲げる場合に応じて、それぞれ①及び②に掲げる設備についても、本体施設での代用を可能とする。

① 入所する障害児の障害の特性から、小規模グループケアの単位で調理することが困難な場合 台所

② 小規模グループケアの単位で当該特性に対応した便所を設けることが困難な場合 便所

(2) 福祉型障害児入所施設において、サテライト型により小規模グループケアを行う場合、小規模グループケアの各単位において、居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。

また、本体施設と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある建物において行うこと。

(3) (1) 及び (2) のいずれの場合も、加算の対象となる障害児の居室は、障害児 1 人当たりの床面積を 4.95 m<sup>2</sup>以上とすること。

## 6 職員

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 49 条又は第 58 条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を 1 名以上配置すること。

福祉型障害児入所施設において、サテライト型により小規模グループケアを行う場合、設備運営基準第 49 条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を 2 名以上配置すること。

なお、小規模グループケアを担当する職員については、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、小規模グループケアを行う体制を確保できる場合には、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員を配置した場合についても加算の対象としても

いては、障害によっては特殊浴等が必要な場合もあることから、浴室については必要に応じて本体施設での代用も可能とする。

(新設)

(2) 加算の対象となる障害児の居室は、障害児 1 人当たりの床面積を 4.95 m<sup>2</sup>以上とすること。

## 6 職員

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 49 条又は第 58 条に定める職員の員数に加えて、小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を 1 名以上配置すること。

なお、小規模グループケアを担当する職員については、常勤職員であることが望ましいが、障害児の支援に支障がなく、小規模グループケアを行う体制を確保できる場合には、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する非常勤職員を配置した場合についても加算の対象としても差し支えない。

<p>差し支えない。</p> <p>7 及び 8 (略)</p> <p>9 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して別紙様式 <u>1</u> <u>又</u> <u>は別紙様式 2</u> により申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p>7 運営に当たっての留意事項</p> <p>(1) 保健衛生及び安全について配慮し、担当職員が加算対象児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。</p> <p>(2) 小規模グループケアの提供に当たって、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画(設備運営基準第 52 条又は第 61 条に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)を作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。</p> <p>8 経費 小規模グループケアの運営に要する経費については、平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」によるものとする。</p> <p>9 施設の指定等 小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して別紙様式により申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。</p> <p>(1) 当該施設において設備運営基準が遵守されており、かつ、施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。</p>
---	---

別紙様式 1

令和 年 月 日

小規模グループケア加算体制申請書(届出書)

施設名		施設種別	福祉型・医療型
届出区分	1. 新規	入所定員	人
	2. 変更		3. 廃止

単位 1

一単位当たりの定員	人	専任職員の配置	人(職種: )
-----------	---	---------	---------

設備	専用・共用の別	備考
居室	専・共	児童一人当たりの面積( m <sup>2</sup> )
居間	専・共	
台所	専・共	
食堂	専・共	
浴室	専・共	
便所	専・共	
玄関	専・共	
その他	専・共	

単位 2

一単位当たりの定員	人	専任職員の配置	人(職種: )
-----------	---	---------	---------

設備	専用・共用の別	備考
居室	専・共	児童一人当たりの面積( m <sup>2</sup> )
居間	専・共	
台所	専・共	
食堂	専・共	
浴室	専・共	
便所	専・共	
玄関	専・共	
その他	専・共	

- ※ 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において小規模なグループケアを実施する場合に届け出ること。
- ※ 小規模グループケアの単位の定員は、4～8名とする。
- ※ 居室の床面積は、4.95㎡以上であること。
- ※ 小規模グループケアを実施する場合は、専任の職員として児童指導員又は保育士1名以上を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。
- ※ 単位ごとに作成すること。(表が足りない場合は、適宜追加すること。)

別紙様式 1

平成 年 月 日

小規模グループケア加算体制申請書(届出書)

施設名		施設種別	福祉型・医療型
届出区分	1. 新規	入所定員	人
	2. 変更		3. 廃止

単位 1

一単位当たりの定員	人	専任職員の配置	人(職種: )
-----------	---	---------	---------

設備	専用・共用の別	備考
居室	専・共	児童一人当たりの面積( m <sup>2</sup> )
台所	専・共	
食堂	専・共	
浴室	専・共	
便所	専・共	
玄関	専・共	
その他	専・共	

単位 2

一単位当たりの定員	人	専任職員の配置	人(職種: )
-----------	---	---------	---------

設備	専用・共用の別	備考
居室	専・共	児童一人当たりの面積( m <sup>2</sup> )
台所	専・共	
食堂	専・共	
浴室	専・共	
便所	専・共	
玄関	専・共	
その他	専・共	

- ※ 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において小規模なグループケアを実施する場合に届け出ること。
- ※ 小規模グループケアの単位の定員は、4～8名とする。
- ※ 居室の床面積は、4.95㎡以上であること。
- ※ 小規模グループケアを実施する場合は、専任の職員として児童指導員又は保育士1名以上を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。
- ※ 単位ごとに作成すること。(表が足りない場合は、適宜追加すること。)



別紙様式 2

(新設)

令和 年 月 日

小規模グループケア加算(サテライト型)体制申請書(届出書)

施設名		入所定員	人
届出区分	1. 新規 2. 変更 3. 廃止		

単位 1

一単位当たりの定員	人	専任職員の配置	人(職種: )
-----------	---	---------	---------

設備	備考
居室	児童一人当たりの面積( m <sup>2</sup> )
居間	
台所	
食堂	
浴室	
トイレ	
玄関	
その他	

本体施設との距離及び交通経路及び移動に係る所要時間	
---------------------------	--

- ※ 福祉型障害児入所施設において、サテライト型として小規模なグループケアを実施する場合に 届出ること。
- ※ 小規模グループケアの単位の定員は、4～6名とする。
- ※ 居室の床面積は、4.95㎡以上であること。
- ※ 小規模グループケアを実施する場合は、専任の職員として児童指導員又は保育士2名以上 を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。
- ※ 「本体施設との距離、交通経路及び移動に係る所要時間を記載すること(地図等の貼付も可)。
- ※ 単位ごとに作成すること。(表が足りない場合は、適宜追加すること。)

